

5－1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申 告 状 況			課 税 状 況		
		相 続 人 の 数	金 額		相 続 人 の 数	金 額	
取 得 財 産 価 額	外	人 －	千円 －	人 －	千円 －		
		11,687	536,838,616	10,103	484,040,738		
		473	9,451,339	441	9,031,934		
		7,080	35,956,040	6,039	28,181,281		
		1,447	4,540,642	1,363	4,279,202		
課 税 価 格		11,745	514,874,558	10,193	469,170,594		
相 続 税 額	算 出 税 額	10,732	66,828,061	10,143	65,456,093		
	2 割 加 算 額	1,502	1,622,189	1,473	1,620,486		
	計	実 10,732	68,450,249	実 10,143	67,076,579		
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	302	153,624	289	147,672		
	配 偶 者	1,572	9,952,404	1,272	8,865,476		
	未 成 年 者	61	26,587	33	16,738		
	障 害 者	549	681,042	335	519,029		
	相 次 相 続	322	833,631	245	495,643		
	外 国 税 額	－	－	－	－		
	計	実 2,697	11,647,288	実 2,094	10,044,558		
差 引 税 額					8,847	57,032,021	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額					91	396,302	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額					7	397,882	
小 計					8,828	56,237,837	
農 地 等 納 税 猶 予 税 額					5	176,111	
株 式 等 納 税 猶 予 税 額					1	3,467	
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 税 額					30	4,248,164	
山 林 納 税 猶 予 税 額					－	－	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額					－	－	
美 術 品 納 税 猶 予 税 額					－	－	
事 業 用 資 産 納 税 猶 予 税 額					－	－	
申 告 納 税 額	納 付 税 額				8,826	51,864,235	
	還 付 税 額				31	56,390	
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額					－	－	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		4,789	222,924,000	3,953	183,036,000		

調査対象等： 「申告状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和7年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和7年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
令和 2 年 分	8,844	370,889,945	45,296,916	12,283,724	3,523
令和 3 年 分	9,579	399,681,177	47,132,006	10,824,626	3,851
令和 4 年 分	10,837	454,001,063	55,134,738	12,446,758	4,333
令和 5 年 分	11,252	483,954,357	63,091,123	14,207,102	4,513
令和 6 年 分	11,745	514,874,558	68,450,249	11,647,288	4,789

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
令和 2 年 分	7,544	332,619,949	44,001,486	10,594,246	2,861
令和 3 年 分	8,071	357,334,362	45,951,296	9,426,507	3,083
令和 4 年 分	9,287	413,599,004	54,014,657	11,085,475	3,575
令和 5 年 分	9,704	438,768,413	61,717,874	12,597,886	3,710
令和 6 年 分	10,193	469,170,594	67,076,579	10,044,558	3,953

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
令和 2 年 分	6,470	30,920,037	25	54,881
令和 3 年 分	6,965	34,636,388	15	22,465
令和 4 年 分	7,990	39,607,894	36	63,229
令和 5 年 分	8,418	46,743,060	20	22,426
令和 6 年 分	8,826	51,864,235	31	56,390

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
熊 本 西	1,783	82,409,736	697	1,541	75,901,148	574	1,349	8,600,872	2	7,528
熊 本 東	736	36,770,359	305	633	33,884,100	252	546	4,775,638	1	600
八 代	344	14,179,132	146	300	12,643,968	120	260	1,318,388	1	2,817
人 吉	74	10,015,869	33	67	9,506,134	27	58	2,663,643	-	-
玉 名	242	9,445,587	109	220	8,823,450	98	196	566,857	-	-
天 草	179	10,043,179	74	147	9,159,417	59	128	912,923	-	-
山 鹿	98	4,123,609	37	91	3,922,717	33	78	339,021	-	-
菊 池	353	14,222,180	144	312	12,890,055	120	266	1,010,620	-	-
宇 土	179	6,247,704	67	171	6,002,759	62	147	428,581	-	-
阿 蘇	62	3,016,532	29	54	2,751,546	25	47	287,907	-	-
熊 本 県 計	4,050	190,473,887	1,641	3,536	175,485,294	1,370	3,075	20,904,451	4	10,945
大 分	1,282	57,897,792	546	1,093	52,320,527	442	941	5,130,691	2	3,848
別 府	513	23,059,713	215	449	21,096,079	179	386	2,882,380	2	5,558
中 津	123	5,830,206	56	111	5,232,314	46	100	657,007	1	1,219
日 田	158	5,731,360	64	147	5,342,194	57	131	310,322	1	816
佐 伯	114	4,814,880	49	107	4,462,083	43	89	351,972	-	-
臼 杵	98	3,394,678	34	84	3,164,754	30	75	357,610	1	8,967
竹 田	32	1,125,215	14	29	966,283	12	27	35,147	-	-
宇 佐	98	5,481,392	46	85	4,980,306	39	79	603,842	-	-
三 重	59	1,552,110	23	59	1,552,110	23	51	64,919	-	-
大 分 県 計	2,477	108,887,346	1,047	2,164	99,116,650	871	1,879	10,393,891	7	20,408
宮 崎	983	42,787,317	412	852	39,207,039	344	725	4,053,574	3	1,929
都 城	280	15,507,161	115	251	14,408,183	96	222	2,735,596	1	2,131
延 岡	429	20,965,588	170	365	19,408,574	137	310	3,830,316	3	6,187
日 南	77	4,275,107	32	73	3,952,773	27	63	517,663	-	-
小 林	118	4,571,790	42	117	4,444,892	40	102	344,228	-	-
高 鍋	126	4,890,504	56	109	4,022,251	44	94	264,515	1	1,018
宮 崎 県 計	2,013	92,997,467	827	1,767	85,443,712	688	1,516	11,745,893	8	11,266
鹿 児 島	1,724	68,525,344	701	1,415	60,349,595	543	1,244	5,321,687	7	6,470
川 内	190	6,189,148	71	158	5,438,848	56	134	395,224	-	-
鹿 屋	213	9,819,658	79	186	8,739,076	62	153	927,434	-	-
大 島	64	2,502,736	26	53	2,125,456	20	40	89,372	3	4,824
出水	107	3,925,822	39	98	3,676,202	35	83	264,981	1	2,200
指 宿	84	2,605,735	30	79	2,487,091	27	70	146,368	-	-
種子 島	29	1,074,558	15	25	851,267	11	20	30,119	1	276
知 覧	162	5,423,563	64	150	5,026,456	57	125	231,793	-	-
伊 集 院	131	4,741,083	51	123	4,443,490	46	112	344,585	-	-
加 治 木	397	13,451,556	157	339	11,946,509	129	291	667,450	-	-
大 隅	104	4,256,655	41	100	4,040,948	38	84	400,989	-	-
鹿 児 島 県 計	3,205	122,515,858	1,274	2,726	109,124,938	1,024	2,356	8,820,001	12	13,770
総 計	11,745	514,874,558	4,789	10,193	469,170,594	3,953	8,826	51,864,235	31	56,390

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 10,200	千円 467,486,971	人 8,836	千円 51,633,644	人 3,953
	修正申告による増差額	178	2,321,985	338	396,017	143
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	69 △	638,362	102 △	165,427	48
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 10,193	469,170,594	実 8,826	51,864,235	実 3,953
過 年 分	申 告 額	315	9,540,700	289	619,710	164
	修正申告による増差額	743	6,721,972	1,054	1,338,624	463
	更正による増差額	1	10,636	7	10,469	4
	更正等による減差額	201 △	1,843,271	252 △	549,710	125
	決 定 額	1	22,154	1	4,629	1
	計	実 1,250	14,452,191	実 1,584	1,423,720	実 667
合 計	申 告 額	10,515	477,027,671	9,125	52,253,354	4,117
	修正申告による増差額	921	9,043,957	1,392	1,734,641	606
	更正による増差額	1	10,636	7	10,469	4
	更正等による減差額	270 △	2,481,633	354 △	715,137	173
	決 定 額	1	22,154	1	4,629	1
	計	実 11,443	483,622,785	実 10,410	53,287,955	実 4,620

調査対象等： 「本年分」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和7年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和5年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和6年11月1日から令和7年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、令和4年以前に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 2	千円 635	人 123	千円 10,541	人 1	千円 2,356
過 年 分	576	84,063	270	44,249	32	61,582
合 計	578	84,698	393	54,789	33	63,938

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 887	千円 35,953,850	千円 1,093,667	千円 187,542	千円 242,893	人 1,962
5 千万円 超	2,489	175,324,544	2,711,795	1,518,339	5,562,529	6,809
1 億円 "	1,024	137,229,777	1,832,525	1,617,136	10,596,980	3,168
2 億円 "	201	48,608,036	1,133,969	487,719	6,900,953	610
3 億円 "	127	46,978,379	1,682,590	471,974	7,955,411	435
5 億円 "	26	15,124,713	112,840	229,845	3,181,573	89
7 億円 "	22	18,059,992	359,127	60,563	4,581,422	79
10 億円 "	6	8,594,906	50,000	42,205	1,923,693	21
20 億円 "	2	5,034,019	－	9,750	2,719,752	6
30 億円 "	3	10,949,842	－	2,500	2,841,622	14
50 億円 "	2	12,061,142	－	－	5,126,818	5
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	4,789	513,919,200	8,976,513	4,627,574	51,633,644	13,198

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 433	千円 19,008,591	千円 781,992	千円 95,452	千円 242,893	人 767
5 千万円 超	2,170	153,727,192	2,604,065	1,364,040	5,562,529	5,753
1 億円 "	962	129,602,514	1,832,525	1,604,086	10,596,980	2,952
2 億円 "	200	48,345,681	1,133,969	477,719	6,900,953	609
3 億円 "	127	46,978,379	1,682,590	471,974	7,955,411	435
5 億円 "	26	15,124,713	112,840	229,845	3,181,573	89
7 億円 "	22	18,059,992	359,127	60,563	4,581,422	79
10 億円 "	6	8,594,906	50,000	42,205	1,923,693	21
20 億円 "	2	5,034,019	－	9,750	2,719,752	6
30 億円 "	3	10,949,842	－	2,500	2,841,622	14
50 億円 "	2	12,061,142	－	－	5,126,818	5
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	3,953	467,486,971	8,557,108	4,358,134	51,633,644	10,730

調査対象等： 「申告状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和7年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和7年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「5－1 申告・課税状況」と「5－2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	6	215	356	231	61	13	4	-	-	1	-	-
5千万円超	人	10	307	774	877	383	88	23	16	5	3	-	3
1億円〃	人	5	91	259	362	195	67	17	6	6	4	8	4
2億円〃	人	-	26	46	69	42	9	1	3	2	2	-	1
3億円〃	人	-	6	26	50	34	5	-	-	1	1	1	3
5億円〃	人	-	1	3	14	4	3	-	-	-	1	-	-
7億円〃	人	-	1	4	7	6	2	1	-	-	1	-	-
10億円〃	人	-	-	1	3	-	2	-	-	-	-	-	-
20億円〃	人	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	人	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
50億円〃	人	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	人	21	647	1,470	1,617	726	189	46	26	14	13	9	11

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	5	156	214	52	3	3	-	-	-	-	-	-
5千万円超	人	10	301	713	745	292	66	21	14	5	2	-	1
1億円〃	人	5	89	249	339	177	60	17	5	6	4	8	3
2億円〃	人	-	25	46	69	42	9	1	3	2	2	-	1
3億円〃	人	-	6	26	50	34	5	-	-	1	1	1	3
5億円〃	人	-	1	3	14	4	3	-	-	-	1	-	-
7億円〃	人	-	1	4	7	6	2	1	-	-	1	-	-
10億円〃	人	-	-	1	3	-	2	-	-	-	-	-	-
20億円〃	人	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円〃	人	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
50億円〃	人	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	人	20	579	1,257	1,283	559	150	40	23	14	11	9	8

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 1,061	千円 5,999,773	人 894	千円 5,491,660
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,294	6,927,085	1,097	6,460,870
	宅地（借地権を含む。）	4,158	110,590,062	3,397	95,996,148
	（内 配偶者居住権に基づく敷地利用権）	34	259,887	20	104,219
	山林	1,299	990,725	1,086	874,781
	その他の土地	1,219	11,175,309	1,026	9,893,632
	計	実 4,273	135,682,954	実 3,499	118,717,091
家屋、構築物		4,037	33,658,577	3,302	27,676,531
（内 配偶者居住権）		内 44	149,765	内 29	91,522
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	317	996,182	254	673,874
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	50	243,555	35	207,730
	売掛金	83	209,840	62	139,018
	その他の財産	308	1,682,198	248	1,563,710
	計	実 565	3,131,776	実 459	2,584,332
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	536	31,913,714	460	30,954,830
	同上以外の株式及び出資	2,037	26,772,021	1,705	24,877,808
	公債及び社債	275	3,996,860	243	3,706,443
	投資・貸付信託受益証券	1,067	22,475,242	933	21,189,094
	計	実 2,655	85,157,836	実 2,235	80,728,175
現金、預貯金等		4,771	206,304,561	3,941	188,177,034
家庭用財産		2,672	1,290,649	2,216	1,093,044
その他の財産	生命保険金等	1,461	29,142,583	1,272	25,950,304
	退職手当金等	234	8,184,634	188	7,439,625
	立木	322	382,227	276	300,196
	その他の	3,688	33,323,815	3,080	30,055,009
	計	実 3,998	71,033,259	実 3,338	63,745,134
合計		実 4,790	536,259,612	実 3,951	482,721,340
相続時精算課税適用財産価額		338	8,976,513	314	8,557,108
債務等	債務	4,161	29,238,043	3,494	22,584,445
	葬式費用	4,624	6,706,456	3,832	5,565,167
	計	実 4,702	35,944,499	実 3,891	28,149,612
差引純資産価額		4,789	509,291,626	3,953	463,128,837
暦年課税分贈与財産価額		837	4,627,574	774	4,358,134
課税価格		4,789	513,919,200	3,953	467,486,971

調査対象等： 「申告状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和7年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和6年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和7年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 1 「5－1 申告・課税状況」と「5－3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。